

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

別表第2 音楽隊被服の項を次のように改める。

音 楽	帽 子	合 冬 帽	地 質	白色の布地
			制 式	円形とし、前ひさは、赤色の布張り合成皮革製とし、金色の糸で装飾刺しゅうする。 顎ひもは、蛇腹組の金線とし、顎ひもの両端は、帽の両側において金色の金属製消防き章各1個で留める。 形状は、第10図1(1)のとおりとする。
			帽 章	別表第1合冬帽と同様とする。ただし、台地は赤色の布地とする。
		周 章	帽の腰周りに、赤色のなな子織を巻く。 形状及び寸法は、第10図1(2)のとおりとする。	
		夏 帽	地 質	白色の布地
			制 式	合冬帽と同様とする。ただし、前ひさは、青色の布張り合成皮革繊維とし、顎ひもは、金色の糸でしま織りとし、側面は、メッシュとする。
	帽 章		合冬帽と同様とする。ただし、台地は青色の布地とする。	
			地 質	白色の布地

隊	合冬服	上衣	制式	<p>立襟，ダブルとし，消防き章を付けた金色の金属製ボタン6個を2行に付け，右前身頃に金色の金属製飾りボタン1個を付ける。</p> <p>両肩に布製の肩章を付ける。</p> <p>後面の裾は，サイドベンツとする。</p> <p>襟から裾までを，1条の蛇腹組の金色の糸で縁取る。</p> <p>襟の内側は，赤色とする。</p> <p>袖口は，外側へカフス状に折り返し，消防き章を付けた金色の金属製ボタン2個を1行に付け，内側は赤色とする。</p> <p>前面に，金糸丸紐を輪状にした前飾りを，2行に付けた金属製ボタンの間に付ける。</p> <p>形状は，第10図2（1）アのとおりとする。</p>
			肩章	<p>赤色の布地の台座に，金糸しま織で，縁取り及び2条又は3条の線を付け，消防き章の付いた金色の金属製ボタンで留める。</p> <p>形状及び寸法は，第10図2（1）イのとおりとする。</p>
		ズボン	地質	赤色の布地
			制式	<p>長ズボンとし，両もも及び後方の左右に各1個のポケットを付ける。</p> <p>裾は，シングルとする。</p> <p>形状は，第10図2（2）アのとおりとする。</p>
			側章	<p>2条の金糸なな子織を，左右側面の中央部に平行に入れる。</p> <p>形状は，第10図2（2）イのとおりとする。</p>
		ネクタイ	<p>赤色の布地で，アスコットタイとする。</p> <p>形状は，第10図2（3）のとおりとする。</p>	

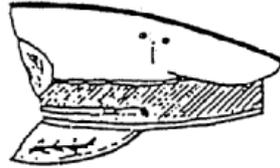
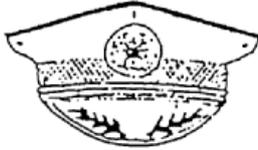
被 服	夏 服	上 衣	地 質	白色の布地
			制 式	<p>台襟付きシャツカラーとし、前身頃は前立仕様の比翼式とする。</p> <p>両肩に布製の肩章を付ける。</p> <p>胸部の左右に各1個の蓋付き胸切りポケットを付ける。</p> <p>袖は、長袖及び半袖の2種類とし、袖口は片側剣型のカフス状とする。</p> <p>襟、ポケットの蓋及び袖口は青色とし、周囲を1条の金ラメトリミングスピンで縁取る。</p> <p>形状は、第10図3(1)及び(2)のとおりとする。</p>
			肩 章	合冬服と同様とする。ただし、布地の台座は、青色とする。
		ズ ボン	地 質	青色の布地
			制 式	合冬服と同様とする。
			側 章	<p>左右の側面の中央部に、1条の蛇腹組の金色の線で縁取った白色の布地を入れる。</p> <p>形状は、第10図3(3)のとおりとする。</p>
	バ ン ド	濃紺色の布地とし、バックルを付ける。 形状は、第10図4のとおりとする。		
	演 奏 靴	白色の皮革製又は合成皮革製とする。		

別表第2第10図を次のように改める。

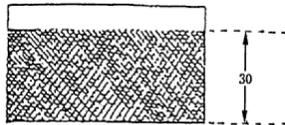
第10図 音楽隊被服（数字は、寸法を示し、その単位はミリメートルとする。以下同じ。）

1 合冬帽

(1) 制式



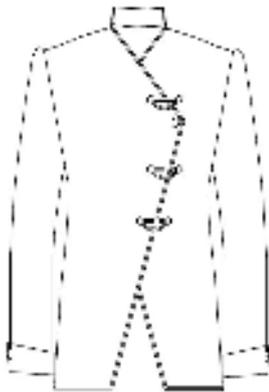
(2) 周章



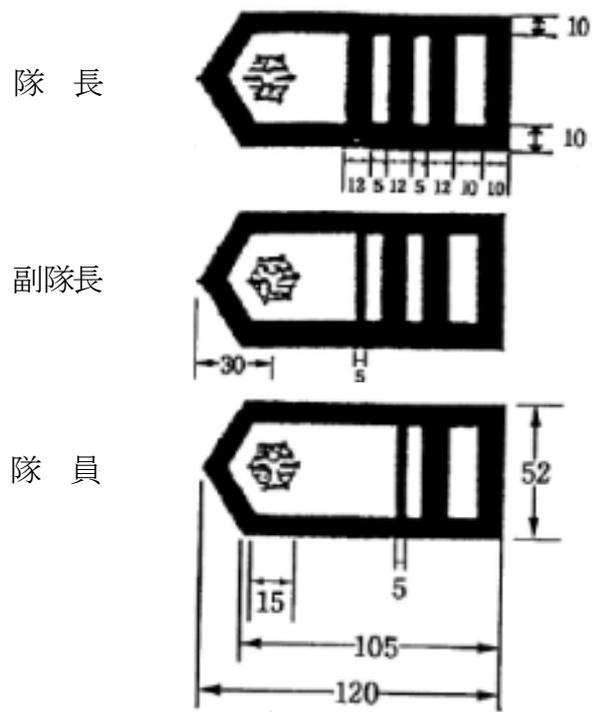
2 合冬服

(1) 上衣

ア 制式

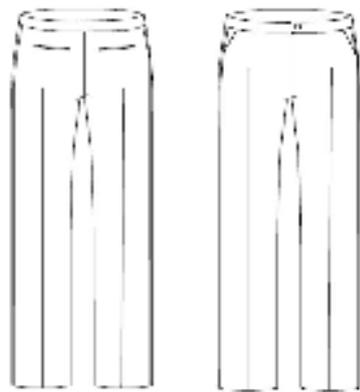


イ 肩章



(2) ズボン

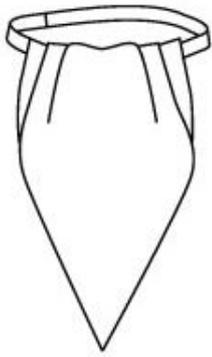
ア 制式



イ 側章

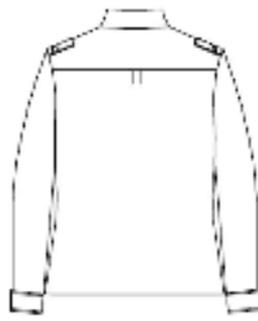


(3) ネクタイ



3 夏服

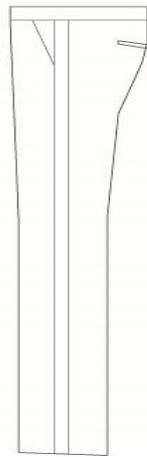
(1) 長袖上衣制式



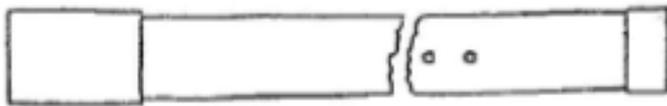
(2) 半袖上衣制式



(3)ズボン
側章



4 バンド



附 則

この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

(消防局総務部人事課)